## JIS 認証の取消しについて

2024 年 9 月 18 日 一般財団法人 日本建築総合試験所 製品認証センター

## 当センターが認証した以下の案件について、認証を取り消したので公表します。

## 取り消した認証に係る情報

1. 認証の全部を取り消した期日及び認	2024年9月18日
証番号	GB0307315
2. 取り消した認証に係る被認証者の氏	西部生コン株式会社
名又は名称及び住所	栃木県日光市町谷 747 番地
3. 認証に係る日本産業規格の番号及び	JIS A 5308 レディーミクストコンクリート
日本産業規格の種類又は等級	普通コンクリート
4. 鉱工業品又はその加工技術の名称	レディーミクストコンクリート
5. 認証に係る工場又は事業場の名称及	西部生コン株式会社 今市工場
び所在地	栃木県日光市町谷 747 番地
6. 産業標準化法第 30 条第 1 項の表示	<表示事項>
として表示する事項及びそれに付	・JIS マーク ・認証に係る JIS の種類又は等級
記する事項並びにそれらの表示の	<ul><li>一般財団法人日本建築総合試験所の略称</li></ul>
方法	<付記事項>
	・認証番号 ・製造業者名
	・製造工場名 ・認証に係る JIS で定める表示事項
	<表示の方法>
	運搬の都度、運搬車1台ごとに、レディーミクスト
	コンクリートの納入書に、表示事項は押印又は印刷、
	付記事項は印刷及び押印など容易に消えない方法
7. 認証に係る産業標準化法の根拠条項	第30条第1項
8. 取り消した理由	認証事業者である西部生コン株式会社の今市工場
	に対し、2024年7月18日及び同年8月27日に
	審査を実施したところ、JIS マークを付した架空の納
	入書を長期間にわたり発行している事実を確認しま
	した。
	また、一部の製品について、購入者に提出した配合
	計画書及び納入書に記載されている配合表と異なる
	配合の製品を長期間にわたり連続的に出荷している
	事実を確認しました。

さらに、不適合を隠蔽するため、一部の品質管理記録について改ざんが行われた事実を確認しました。

審査内容の検討の結果、鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第2条の基準を満たしておらず、かつ、不適合の内容が重大であると判断し、同第15条第2項第二号に基づき2024年9月18日付けで、同社今市工場の認証を取り消しました。

※本件に関するお問い合わせ:製品認証センター TEL 06-6966-5032 (担当:貴志 又は 平井)